

指 標		指標の説明	町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	標準的な収入に対する一般会計などの赤字の割合	— (—)	15%	20%
	連結実質赤字比率	標準的な収入に対する全会計の赤字・資金不足の割合	— (—)	20%	30%
	実質公債費比率	一般会計などが負担する町債の元利償還金の割合	6.6% (6.6%)	25%	35%
	将来負担比率	一般会計などが将来負担すべき町債の残高などの債務の割合	— (0.7%)	350%	—
資金不足比率 (上水道・簡易水道・下水道事業)		事業規模に対する公営企業会計の資金不足の割合	— (—)	経営健全化基準 20%	—

※赤字・資金不足が発生していない場合は「—」と記載しています ※()は前年の数値です

●健全化判断比率…「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、算出することが義務付けられた**財政の健全度を示す指標**のことです。

→この指標が基準値を超えると町債の借入が制限されるなど、財政破綻を未然に防ぐ仕組みになっています。
令和7年度の町の健全化判断比率は上表のとおり、全てにおいて基準を大幅に下回っていることから、松田町の財政は**健全である**と言えます。

●実質公債費比率…「町税などの町が自由に使える収入」に対する「町債の返済額（一部事務組合の借金返済の町負担分を含む）」の割合

→町債の返済の財政負担が多すぎないかを判断する指標として、健全化判断比率の中でも重要な指標です。
町債の返済の影響で、行政サービスの縮小や廃止をしないですむよう、実質公債費比率に留意して財政運営をする必要があります。今後、新松田駅周辺整備事業などの大型公共事業により、町債の返済額は増加しますが、推計上、基準値を大きく下回って推移することから、松田町は、**健全な財政が維持**されます。

●早期健全化基準…この基準を超えると、自主的な財政の立て直しを進めることが求められる（イエロカード）。

●財政再生基準……この基準を超えると、いわば財政破綻の状態であり、国の関与を受けながら財政の立て直しが求められる（レッドカード）。

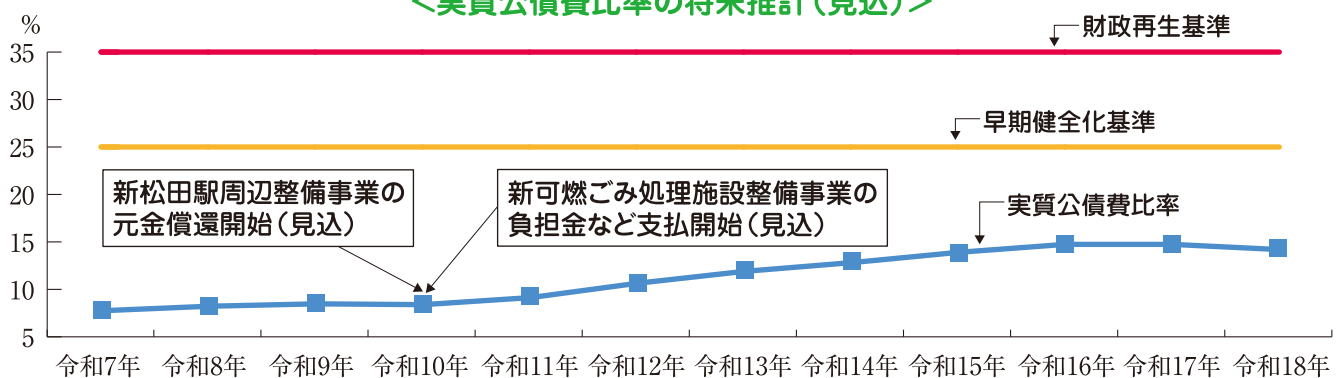
<実質公債費比率>

町の比率	早期健全化基準 (イエロカード)	財政再生基準 (レッドカード)	【参考】 県内市町村平均	【参考】 類似団体平均
6.6%	25.0%	35.0%	5.0%	8.1%

※県内市町村平均および類似団体平均は令和7年度数値が総務省による公表前のため令和6年度の数値です
(令和6年度財政状況資料集より)

※類似団体…人口と産業構造から市区町村を分類したもので、同程度の団体を比較する際に用いられます

<実質公債費比率の将来推計(見込)>



※令和8年度以降の比率は令和8年3月末時点の推計値です